

八尾市版持続可能な権利擁護 支援モデル事業について

八尾市 健康福祉部 地域共生推進課

「持続可能な権利擁護支援モデル事業について」

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施
(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和4年度予算額(令和3年度予算額)
37,500千円(一千円)

【要旨】

- 第二期基本計画期間(令和4年度～8年度)に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

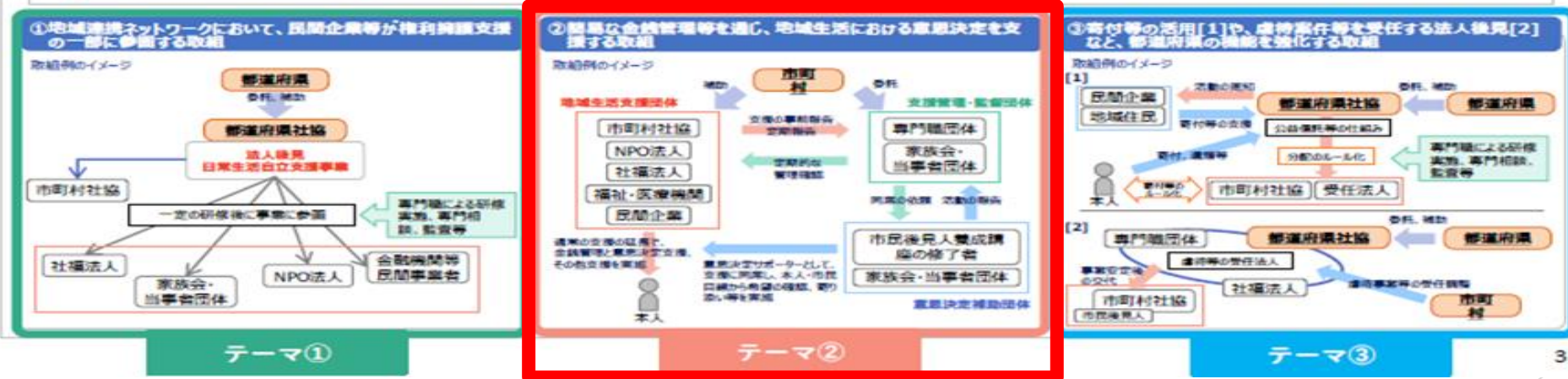
事業内容

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円

<補助率> 3/4

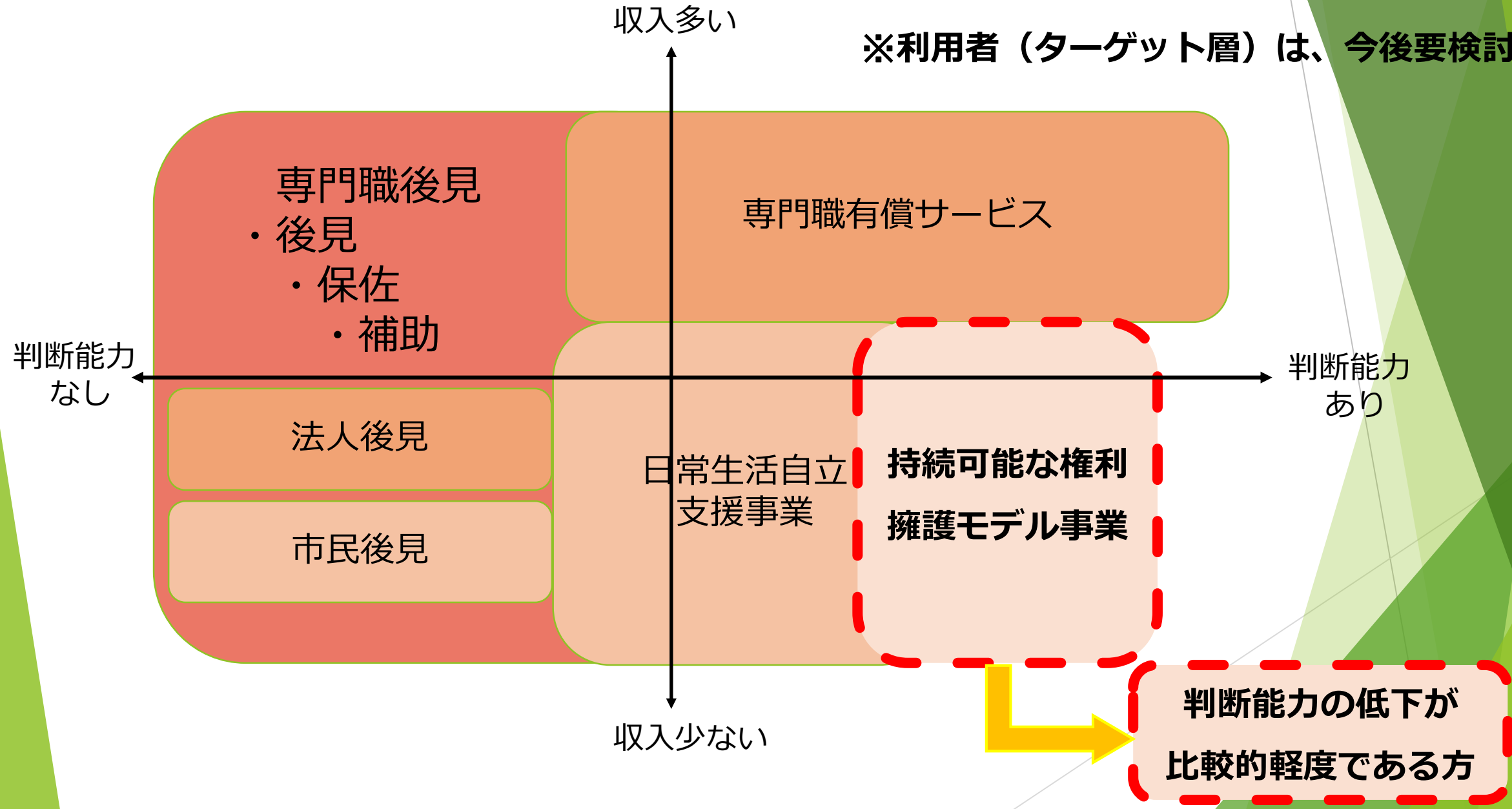


令和4年4月19日開催「持続可能な権利擁護支援モデル事業説明会」資料より引用

八尾市は、テーマ②の取り組みでモデル事業を検討！！

事業のターゲット層

※利用者（ターゲット層）は、今後要検討。



各制度・事業との比較

	成年後見制度	日常生活自立支援事業	持続可能な権利擁護 支援モデル事業
所管庁	法務省	厚生労働省	八尾市
法的根拠	民法等	社会福祉法	民法等
援助者	成年後見人等	市社会福祉協議会	簡易な財産管理⇒社福、民間 見守り⇒（仮称）見守り隊
監督機関	家庭裁判所	府社会福祉協議会	市社会福祉協議会
費用	報酬について 本人の財産から支弁	所得税額に応じた負担	無償・有償
申込先	家庭裁判所	市社会福祉協議会	市社会福祉協議会

現状について

市民後見人

- ▶ 市民後見人バンクに登録をしても待機期間が長い。
- ▶ 市民後見人活動終了後もまだまだ現役で活動できるが、登録の定年がきてしまい、培った経験を活かす機会がほしい。

日常生活自立支援事業

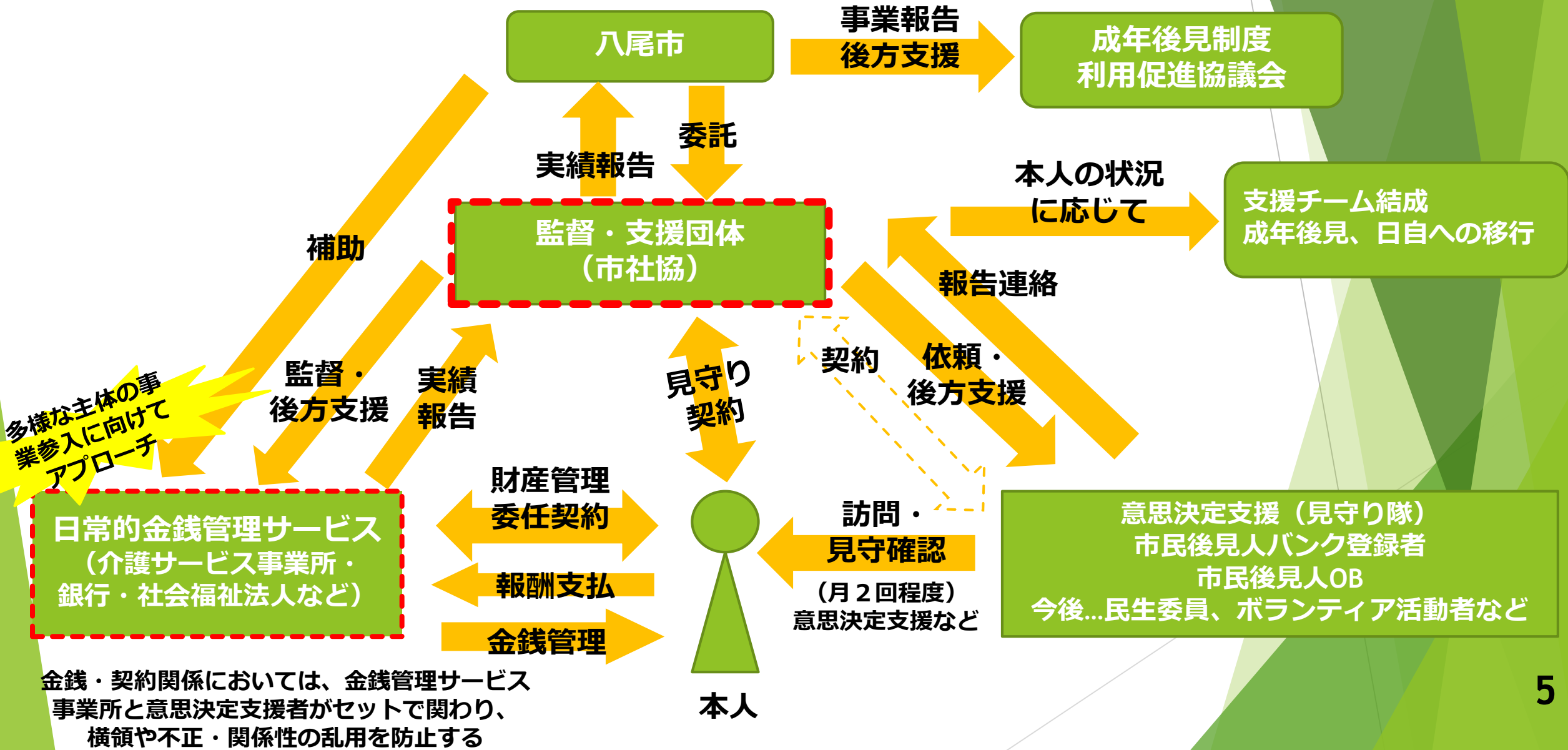
- ▶ 今後、認知症高齢者の増加等で相談件数が増え、スムーズな契約が難しくなる可能性がある。

その他

- ▶ 本人が金銭管理できず、適したサービスがないため、事業者が関わらざるをえないケースがある。
- ▶ 多様な主体が参画できるような取り組みが必要。
- ▶ 事業対象者でないと、金銭管理や身上保護を行ってくれる他のサービスがない。

多様な主体が参画する
簡易金銭管理・
見守り推進事業（仮）
を展開！

八尾市見守り推進事業（仮）のイメージ



事業実施に向けたポイント

ポイント①

- ▶ 市民後見人バンク登録者が、後見人OBを見守り隊として事業に参画することで、登録待機者のモチベーション維持、待機期間中の有効活用、後見人OB活躍の場の創設に寄与。

ポイント②

- ▶ 日常生活自立支援事業との住み分けを明確化する。
- ▶ 判断能力が低下後も、安心して支援を受けながら、本人の意思に沿ったサポートをすることができる。

ポイント③

- ▶ 今後、圏域を分けることで、より地域に密着した事業展開が可能となり、スキームをブラッシュアップし、多様な主体の参画により、きめ細やかな対応を目指す。

プラスαで検討すべき事項

重層的支援体制整備事業への位置づけ

- ▶ 令和5年度より本格実施を予定している重層的支援体制整備事業の枠組みの中に位置付け、社会福祉法人等の多様な機関がモデル事業を市と連携して担うことで、さらなる事業の推進を狙う。

事業者へのアプローチ

- ▶ 生活基盤サービス事業者について、事業者（介護サービス事業所・銀行・社会福祉法人など）に積極的なアプローチをし、事業参入を狙う。

利用料について

- ▶ 利用料を無償とするのか、安価であっても設定するのか、どの段階の人までを対象とするのかについて検討する。 ⇒ 見守り隊に関しては、市民後見人制度にあわせるかたちで無償で実施。

事業実施に向けたスケジュール

別添「作業工程表」を参照。

権利擁護支援のモデル事業実施計画工程表												
			5月 下旬	上旬	6月 中旬	下旬	上旬	7月 中旬	下旬	上旬	8月 中旬	下旬
①	社協への事業委託業務仕様書（案）作成		→									
②	地域支援室（稲富係長）へ事業相談	地域包括における事業ニーズの把握等	→									
③	ワーキング会議での事業案内		→									
			6月7日(火)									
④	大阪府・府社協・3士会への事業説明	<u>府・府社協・3士会にモデル事業の話を正式に話していないので管理職も同席。</u> <u>⇒スキームある程度決まれば日程調整</u> 担当レベルでは随時進めていく。							→			
									管理職からの事業説明			
⑤	生活支援相談センターとの協議相談	家計相談担当との事業内容のすり合わせ				→						
⑥	地域包括支援センターへのヒアリングの実施	あらかじめ②でニーズを把握して具体的にどこをターゲットするかを明確化する。 センター長会議で説明するか、全施設回るのは要検討。				→						

イメージ図（一部抜粋。）

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会が担っていただきたいこと

現状（案）

- ①本事業に関わるスキーム作成における支援・助言
- ②本事業における監督、後方支援（金銭管理サービス事業者及び見守り隊）
- ③本人の状況による次なる支援へのつなぎ、チーム会議の実施
- ④市及び成年後見制度利用促進協議会への報告書作成
- ⑤その他、本事業に関わる必要な物品の購入、保管